令和８年（フ）第２５８号
北海道旭川市神居２条20丁目82番地の75
債務者　小貫　尊凡
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月10日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６９２１号
東京都葛飾区亀有２丁目３－16　ピュアフィールドエスコート１　202
債務者　松本かおる
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３５７号
大阪府豊中市曽根東町１丁目４番２号
債務者　竹谷　光里
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４３３号
大阪府豊中市螢池中町１丁目５番12号
債務者　藤原　綾音
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６２８号
大阪市住吉区我孫子２丁目５番４－206号
債務者　大藪　絢子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１６号
大阪市北区本庄東１丁目21番27号　花ハイツ401号室
債務者　佐藤　　秀
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２６７号
東京都江戸川区西瑞江３丁目32―102
債務者　滋野　博昭
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月19日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８９９号
東京都葛飾区東立石２丁目６－４－109
債務者　大河原広行
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９２５号
東京都葛飾区高砂５丁目39－４－401
債務者　生垣　陽行
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３４号
北海道旭川市豊岡13条６丁目３番４号
債務者　佐々木壮汰
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月25日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５４号
北海道旭川市９条通23丁目４番地の10　９条通クラブハウス　101号室
債務者　吉田　忠夫
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月23日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６８７９号
東京都世田谷区世田谷２丁目10―19―201
債務者　千葉　洋輝
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９０１号
東京都大田区南蒲田１－５－15　南晴病院、住民票上の住所東京都墨田区緑３丁目13－７－803
債務者　加藤　由生
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９２２号
東京都世田谷区瀬田２丁目20―14―303
債務者　吉木　千歩
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９２３号
東京都小金井市本町４丁目６－４－53号　小金井本町住宅
債務者　長峯　佳代
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９２８号
東京都文京区白山４丁目27―22　澤田荘
債務者　松本　由行
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部